

**一般社団法人食文化ルネサンス
定 款**

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人食文化ルネサンスと称し、英文では、
Japan Gastronomy Renaissance と表示する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本法人は、文化芸術基本法の改正（平成 29 年法律第 73 号）を踏まえ、我が国において食に携わる人々の知識や技術の習得、創造活動の成果を尊重するとともに、広く食に関わる人々の文化的活動を支援し、食の分野における文化人の輩出を通し、我が国の食文化の発展、振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国の食文化のあり方について、新しい考え方を提言する事業
- (2) 国と連携して食文化政策を立案・実施する事業
- (3) 食に関わる人々の文化的活動を支援する事業
- (4) 食に関わる人々の文化的意識を高めるための事業
- (5) 海外の食分野における文化的表彰候補者を選出し、推薦する事業
- (6) 食文化を推進する企業等への顕彰事業
- (7) 国民への食文化啓発を推進する事業

- (8) 国の公式行事等における食事提供候補者について推薦する事業
- (9) 食の分野における文化功労者候補者を国へ推薦する事業
- (10) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (11) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本法人の目的に賛同し、我が国の食文化の発展、振興に貢献する個人
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、事業を賛助する企業又は団体

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、本法人の理事の推薦により理事長に申し込まなければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする企業又は団体は、理事長に申し込まなければならない。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知する。

(会 費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議によ

り除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員又は賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 半年以上会費を滞納したとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である企業又は団体が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催す

るほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権総数の 3 分の 2 以上をもって行う特別決議事項とする。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の帰属
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、総会日時直前の業務時間終了時まで、議決権行使書面を提出することによって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、総会日時直前の業務時間終了時までには、委任状その他代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用について、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名者2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上25名以内

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とし、理事長を法人法上の代表理事とする。

3 専務理事を業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事の配偶者

- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) その他法令で定められた監事の職務及び権限を行うものとする。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期

間とする。

- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その権利と義務を有する。

(解 任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉役員)

第 28 条 本法人に、次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉顧問 若干名
 - (2) 顧 問 若干名
- 2 名誉役員は、理事会の推薦により理事長が委嘱するものとし、その任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の時までとする。ただし、理事会の承認により再委嘱することができる。
 - 3 名誉役員は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じ、又は会議に出席して参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(役員及び名誉役員の報酬等)

第 29 条 役員及び名誉役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、別に定める報酬等を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 30 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 予算の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(招 集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について決議に参加できる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときであって、当該提案について監事の異議がないときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときに開催した理事会の議長は、招集した理事がこれに当たる。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときに開催した理事会

の議事録への記名押印は、当該理事会に出席した理事及び監事が行うものとする。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第36条 本法人は、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第37条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の返還)

第38条 拠出された基金は、本法人の解散時まで返還しないものとする。

(基金の返還手続き)

第39条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(事業年度)

第 41 条 本法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得た上で、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本法人は、総会の特別決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告

(公告の方法)

第 48 条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。